

## 香蘭女子短期大学高等教育の修学支援（授業料等減免）手続きについて

高等教育の修学支援制度に該当される方につきまして、授業料減免を行うために、以下の手続きが必要となります。申請書のテンプレートをホームページに用意しておりますので、ご利用ください。

- (1) 入試に合格された方で入学前に給付奨学金の予約採用（大学等奨学生採用候補者）に決定された方の手続き

合格通知に添付しております、『高等教育の修学支援新制度採用候補者届出書』と、日本学生支援機構より発行されます『大学等奨学生採用候補者（予約採用）決定通知【進学先提出用】』のコピーを経理課へご提出ください。

推薦・総合型（一部除く）の入試により入学した方につきましては、入学金及び、1年生前期学納金から、支援区分に対応した減免金額を控除した納付書を新たに再発行いたします。その他の入試の方につきましては、入学後、減免額を返金いたします。尚、入学後、別途、A様式『大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書』をご提出ください。

- (2) 入学後の授業料減免手続き

予約採用生及び、入学後、新たに減免申請をされて授業料減免及び給付奨学金を受けられる方（在学採用生）につきまして、A様式『大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書』を学生支援課（キャリア・生活支援）にご提出ください。入学後の申請につきましては学生支援課（キャリア・生活支援）より、案内がございますので、案内に従って手続きを進めてください。

- (3) 継続手続きについて

前期（1, 2期）・後期（3, 4期）終了後に、A様式2『大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書』を学生支援課（キャリア・生活支援）にご提出ください。案内は9月～10月、3月～4月に行われます。

※尚、継続にあたっては毎期、学業成績による判定を行います。判定で基準を満たさなかった場合は、給付が受けられなくなる場合がございますのでご注意ください。また、毎年9月～10月には収入額・資産額による判定を行い支援区分の変更が発生します。収入額が基準を超える場合は受けられなくなりますので、ご注意ください。

以上